

新居浜工業高等専門学校総合評価審査委員会規程

平成28年10月6日規程第4号

最終改正 令和2年3月17日

(趣旨)

第1条 独立行政法人国立高等専門学校機構工事等事務取扱規則第9条及び新居浜工業高等専門学校(以下「本校」という。)運営組織規則第21条の規定に基づき、本校が発注する建設工事(設計・コンサルタント業務を含む。以下「工事等」という。)において、総合評価落札方式とした場合の技術提案等に対し、中立かつ公正な審査・評価を行うため、総合評価審査委員会(以下「委員会」という。)を置き、委員会に関し必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 総合評価落札方式の実施方針に関する事。
- (2) 個別工事等に係る技術提案の評価方法に関する事。
- (3) 個別工事等に係る技術提案の審査・評価に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 外部有識者 2名
- (2) 総務課長
- (3) 学生課長
- (4) 総務課課長補佐
- (5) 校長の指名する教員 2名

2 前項第1号の委員は、施設整備事業に係る専門知識を有し、中立かつ公正な立場で技術提案の審査・評価を行うことができる者の中から、校長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第1号及び第5号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときは後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、総務課長をもって充てる。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長は委員長をもって充てる。

- 2 委員会は、過半数の委員の出席をもって成立する。
- 3 第3条第1項第1号の委員が委員会に出席できないときは、第2条に定める事項について個別に意見を求めることができる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させ、意見を聴

くことができる。

(委員の排斥)

第8条 委員は、第2条第2号又は第3号の審議に関して、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のあると思われる場合は、その審議に加わることができない。

(守秘義務)

第9条 委員は、委員会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。このことは、その職を退いた後も同様とする。

(報告)

第10条 委員会は審議の結果を契約担当役に報告する。

(事務)

第11条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の議事及び運営について必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則 (平成28年10月6日 制定)

- 1 この規程は、平成28年10月6日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 新居浜工業高等専門学校における総合評価審査委員会要項(平成19年要項第5号)は、廃止する。

附 則 (令和2年3月17日 一部改正)

この規程は、令和2年3月17日から施行し、令和元年10月30日から適用する。